

調査票情報の提供に係る利用規約

制定 令和元年12月11日
改正 令和3年 7月 5日
改正 令和6年 2月 26日
総情済第9号の2

(総則)

- 第1条 調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「申出者」という。）及び当該申出により調査票情報を取り扱う全ての者（以下「利用者」という。）並びに調査票情報の提供を行う総務省情報流行政局情報通信経済室（以下「提供者」という。）は、この規約に基づき、依頼書等（調査票情報の提供に係る申出書及び添付書類並びに調査票情報の提供を求める依頼書及び添付書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この規約及び依頼書等を内容とする利用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 申出者は、調査票情報の提供を求める依頼書等を提出するとともに、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条の2第1項の規定に基づく申出にあっては、提供者が調査票情報の提供のための作業に要する実費を勘案し決定した手数料の額を、承諾通知書に記載する方法により納付するものとし、提供者は、調査票情報の提供を求める依頼書等に記載された調査票情報を貸与するものとする。
- 3 調査票情報を提供するために必要な一切の手段については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
- 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して利用者と提供者で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(管理)

- 第2条 利用者は、提供を受けた調査票情報を提供者に返却するまで、法令及び依頼書等に則り善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は調査票情報を用いて生成した中間生成物についても同様とする。
- 3 利用者は、調査票情報をを利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を確認するために必要な資料を適切に管理・保存するものとする。

(利用の制限)

- 第3条 利用者は、調査票情報の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 調査票情報は依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。
- 二 調査票情報を用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究等を行わないこと。

(作業委託)

第4条 申出者は、調査票情報を利用した統計の作成若しくは統計的研究又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等が取り扱う調査票情報を適正に管理するための措置について事前に確認を行うとともに、当該受託業者等に対する必要かつ適切な監督を行い、作業終了後は速やかに調査票情報及び中間生成物を返却又は消去させ、当該措置を行った旨の報告書を提出させなければならないものとする。

- 2 前項の受託業者等による再委託は、特別の事情があるものとして提供者が認めた場合を除き原則として認めないものとする。

(依頼書等の変更)

第5条 利用者は、自己の都合により、提供の承諾を受けた利用目的及び利用要件の範囲内において、履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、申出者を通じて提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。

- 2 利用者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより、提供者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 前2項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、調査票情報の提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無等について確認を行うものとし、確認の結果、読み取りエラー等の物理的障害を発見したときは、申出者を通じて直ちに提供者に申出を行うものとする。

- 2 前項において、利用者はデータの受領後14日以内に、提供者に対してデータファイル等の交換を要求できるものとする。その際、利用者は提供者に当該データを返却し、提供者が障害の有無を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却及び提供者からの再送付に係る郵送費用は、原則として提供者が負担する。

(調査票情報の提供状況の公表)

第7条 提供者は、申出者に調査票情報を提供したときは、法令に則り、調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称等の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(利用期間)

第8条 利用者は、調査票情報を依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。

- 2 前項において、期限を超えて調査票情報を利用する必要が生じた場合は、申出者を通じて期間内に提供者に利用期間の延長の申出を行い、提供者の承諾を得るものとする。
- 3 提供者は、利用者における利用期限が超過した場合（利用者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。）、利用者に対し速やかに当該調査票情報等の返却を求めるものとする。

(監査)

第9条 利用者は、調査票情報の利用状況について提供者（提供者からの委託を受けた者を含む。次項も同様）が利用者に対して監査を行う場合、これを拒まないものとする。

- 2 前項の監査を行う場合、提供者は監査を行う旨を必要に応じて事前に利用者に通知するものとする。

(履行期限の延長)

第10条 提供者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、利用者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

- 2 利用者は、前項の申出があったときは、提供者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による滅失等)

第11条 利用者は、災害若しくは事故により調査票情報を滅失、漏えい若しくは毀損した場合又はそれらのおそれが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。

- 2 前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、手続等を行うものとする。
- 3 利用者は、前二項のほか、自らの不注意などにより調査票情報を滅失、漏えい、若しくは毀損したことが判明した場合又はそれらのおそれがあることが判明した場合は、申出者を通じて速やかに提供者に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第12条 利用者は、調査票情報の利用期間終了までに、ハードディスク、紙媒体等の調査票情報又は中間生成物を消去し、提供を受けた電磁的記録媒体を、申出者を通じて提供者へ返却する。また、報告書（利用後の措置状況を含む。）及び調査票情報に係る管理簿を添えて、調査票情報をを利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を、申出者を通じて提出する。

- 2 利用者は、利用期間終了前に提供者が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して調査票情報の返却等を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育等の達成が困難となった場合は、申出者を通じて速やかにその理由を報告書に記載し提供者に報告するとともに、調査票情報を返却するものとする。

(成果の公表)

第13条 利用者は、原則として調査票情報をを利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を、申出書に記載した方法により公表しなければならない。

- 2 前項による公表に際して、利用者は、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、調査票情報を基に利用者が独自に作成・加工した統計等である旨を明記し、提供者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 3 利用者は、期間内に第1項による公表ができない場合は、提供者にその理由及びその時点における成果を報告し、提供者が適當と認めた場合、公表に係る期間を延長することができるものとする。
- 4 提供者は、前条第1項により提出された報告書等に基づき、調査票情報を利用した成果について公表するものとする。この場合、利用者の権利利益を害するがないよう、第1項における利用者による成果の公表時期との調整を図るものとする。

(解除)

第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

- 一 利用者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき

- 二 利用者に重大な過失又は背信行為があったとき
 - 三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適當と提供者が認めるとき
- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

(法令及び規約に違反した場合の措置)

- 第15条 利用者が法令又は本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則のほか、提供者は、必要に応じて以下の措置を講ずるものとする。
- 一 違反が認められた時点で利用者に対して調査票情報の速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること。
 - 二 別表の各号に定める期間、調査票情報の提供、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の申出を受け付けないこと。
 - 三 違反の情報を法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、指定独立行政法人等及び当該機関から提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センターに共有すること。
- 2 利用者が、他の行政機関又は指定独立行政法人等から法第33条若しくは法第33条の2に基づく調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供又は法第36条に基づく匿名データの提供を受けている場合であって、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約に定める措置が講じられた場合、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。
- 3 利用者は前二項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

- 第16条 利用者が調査票情報を利用したことにより、何らかの不利益や損失を蒙る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないものとする。ただし、提供者が本規約に違反した場合、あるいは、提供した調査票情報に提供者の故意又は重過失による瑕疵が認められた場合、利用者は提供者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。
- 2 利用者が調査票情報を用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとする。

(調査票情報を用いて作成した統計の所有権)

- 第17条 利用者は、提供を受けた調査票情報によって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権及び著作人格権を行使しないものとする。

(秘密の保全)

- 第18条 利用者及び提供者は、法令に基づく場合を除き、この規約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

- 第19条 利用者と提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表（第15条関係）

措置要件	期間
① 期限までに調査票情報の返却等の措置を行わない場合	返却の遅延期間を勘案して提供者が定める帰還
② 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用を行った場合	当該認定をされた日から1か月以上9か月以内
③ 調査票情報を滅失した場合	当該認定をされた日から1か月以上9か月以内
④ 調査票情報の内容を漏洩した場合	当該認定をされた日から1か月以上12か月以内
⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をされた日から1か月以上12か月以内
⑥ 上記を除く法令違反又は契約違反その他の国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為によって提供者が定める期間